

# 道州制推進道民会議設置要綱

## 第1 目的

道州制を始めとした地域主権推進のための取り組みについて、知事が有識者と幅広く意見交換を行うことによって道として検討を深めるとともに、会議自体が広く道民への発信となり、道内における道州制等の議論の活発化を目指す。

## 第2 組織

- 1 会議は、委員15人以内で構成する。
- 2 委員は、有識者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

## 第3 運営

- 1 会議は、知事が招集し、これを主宰する。
- 2 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 3 知事が事故その他の理由により、職務を行うことができないときは、その指名する者が職務を代理する。

## 第4 庶務

会議の庶務は、企画振興部地域主権推進室において処理する。

## 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。